

## **養鶏振興法**

### **第2条（定義）**

この法律において「標準鶏」とは次に掲げる鶏の品種であることを示す外形状の特徴で農林水産省令で定めるものを備える鶏をいう。

- 一 単冠白色レグホーン種
- 二 横はんプリマスロック種
- 三 単冠ロードアイランドレッド種
- 四 ニューハンプシャー種
- 五 名古屋種
- 六 三河種
- 七 その他農林水産省令で定める品種

### **第5条（標準鶏の認定）**

種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林水産省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の確認をしたときは、当該鶏に農林水産省令で定める標識をつけるものとする。

## **養鶏振興法施行規則**

### **第1条（標準鶏の特徴）**

養鶏振興法（以下、「法」という。）第2条第1項の外形状の特徴で農林水産省令で定めるものは、別表の品種の欄に掲げる鶏の品種の区分に応じ、とさか、顔、眼、じだ、肉垂、くちばし、羽装、羽毛、翼、尾、背、胸、すね及びゆび、けづめ、つめ並びにあしのうらがそれぞれ同表の相当欄に掲げるものであることとする。

### **第6条（標準鶏認定の申請）**

法第5条第1項の規定による標準鶏の認定を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書（申請書様式）をその申請に係る鶏の飼養施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表

						装
3 とな い 裸 性 こで	2 と で 近 の 著 つ 。な い 羽 装 く 雌 に は く あ この に 雌	1 い 異 色 と し 雄 に い も 装 く 雌 に は く あ この に 雌				
	と で ほ 逆 。な つ 毛 又 い れ 毛 は					羽 毛
	い 與 與 損 主 こ 域 火 と で は 破 。な 無 れ 欠					翼
2 とな 。い 無 尾 こで	1 とな す い ね 著 尾 し く					尾
	と な 不 正 形 こ で					背
	こ し 曲 り ゆ う が 著 骨					胸
淡 黃 色	鉛 色	色 る 濃 黄 び 色	赤 褐 色	暗 黃 色	黃 色	す ね 及 び ゆ び
6 こと。 クリ 一 バ 一 性 で ない	5 と。 く な い こ と。 み ず か き が な い こ	4 と。 く な い こ と。 ひ づ め の 仲 び が 著 し く け と。	3 と。 か も あ し で な い こ	2 と。 ゆ び 曲 り で な い こ	1 と。 著 し く 異 色 で な い こ	
		2 と。 づ め の 伸 び が 著 し く け			1 雄 に あ つ て は、 く け	け づ め
		こ で 無 爪 と 。い 性				つ め
		こ で 蹠 異 常 と 。い 性				あ し の う ら

品種		事項			
三 河	古 屋	横はんブリマス	单冠白色レグホ	1 側枝又は魚尾冠が著しくないこと。	とさか
種	種	单冠ロードアイ ランドレットド種	2 雄にあつては、倒冠 が著しくないこと。	2 雄にあつては、倒冠 が著しくないこと。	か
ニユーハンブシ ヤー種	1 側枝、倒冠又は魚尾冠が著しくないこと。 2 側枝又は魚尾冠が著しくないこと。雄にあつては、倒冠が著しくないこと。	側枝、倒冠又は魚尾冠が著しくないこと。	鮮赤色	1 鮮赤色	顔
		單冠	2 异色でない 著しくない いこと。	1 异色でな 著しく いこと。	眼
白色	白色	鮮赤色	2 异色でな 著しく いこと。	1 赤栗色	肉垂
		鮮赤色	と。異色で ないこ と。	2 著しく く不正 形でな いこと。	くちばし
淡黄色	淡黄色	赤角色	1 鮮赤色	1 鮮赤色	羽
淡黄色	淡黄褐	赤角色	暗黄色	2 不正形で ないこ と。	
淡黄色	バフ色	赤栗色	白色	はん黒白横	
淡黄色	バフ色	刺毛が著しく いこと。	刺毛が著しく いこと。	1 刺毛が著しく いこと。	